

阪急阪神健康保険組合 被扶養者認定基準

令和2年4月1日

(目的)

- 第1条 この基準は、被保険者からその家族（以下「認定対象者」という）の被扶養者資格の認定を受けるため被扶養者異動届が提出された場合、当健康保険組合（以下「組合」という）が被扶養者資格認定の取り扱いについて、厳正かつ公平に審査、処理するための原則を定めたものである。
- 2 既に被扶養者資格を付与されている者に対する被扶養者資格の再審査・再認定の取り扱いもこの基準を準用する。

被扶養者制度とは

被保険者本人だけでなく、家族の傷病についてもその医療費は被保険者が負担することになるため、被保険者とその家族の生活の安定を図るべく、家族に対しても給付を行うことができるようにしたものが「被扶養者制度」である。ただし、被保険者の家族であれば誰でも被扶養者制度に加入できるわけではない。被扶養者制度を維持するために健康保険法並びに関係法令・通達で被扶養者となることができる家族の範囲や条件などが規定されている。その中で特に重要なことは、主として被保険者によって生計が維持されていると健康保険組合が認定した家族だけが被扶養者として、傷病、出産、死亡などについて健康保険の給付を受けることができるという点である。（健康保険法第1条、同第3条）

(認定の原則)

第2条 組合は、健康保険法並びに関係法令・通達等に基づき、認定対象者及び被保険者について次の項目に沿って審査し、被扶養者資格付与に必要な条件を備えていると組合が判断した場合に限り、被扶養者として認定する。

- (1)健康保険法第3条第7項に規定された被扶養者の範囲
本基準第3条の内容
- (2)認定対象者の国内居住
- (3)高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく後期高齢者医療制度の被保険者でないこと
- (4)認定対象者の収入状況並びに被保険者による生計維持の状況
- (5)認定対象者に対する被保険者の扶養の義務の程度
- (6)認定対象者となった経緯
- (7)認定対象者に対する被保険者の継続的生計費支援の事実及び支援継続の可能性
- (8)被保険者の経済的扶養能力

組合の基本方針

明らかに健康保険法上の被扶養者資格を備えている家族について被保険者から届が提出されれば、被扶養者として認定されることは当然である。しかし、届のみにより被扶養者資格のない者を認定すれば、本来支給すべきでない保険給付費を支払うこととなり、組合事務担当者は組合に対して損害を与えることになる。結局、その損害は健康保険料を負担している企業と被保険者が被ることとなる。したがって、組合は被扶養者認定に際し、認定対象者の収入、生活実態、被保険者が扶養するに至った経緯、被保険者の扶養能力、被保険者による経済的扶養の事実とその内容などを慎重に審査し、公正に判断するように努めなければならない。そのためには、被保険者に対して判断に必要な諸資料の提出を求め、その結果「被扶養者資格がある」との確信がある場合にのみ被扶養者資格を付与することができる。また、被扶養者認定の枠組みについては健康保険法並びに関係法令・通達により示されているが、扶養の事実及び収入の確認などは組合の権限に委ねられているものである。

「国内居住」

日本国内に住民票があることをいう。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないと認められる場合には国内居住要件を満たさないものとし、被扶養者認定はできない。

「国内居住の例外」

外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱う。

「扶養の義務」

子に対する両親の扶養義務並びに夫婦相互の扶助義務は特に強いものと解される。出生順・性別によって扶養義務に強弱はない。

「認定対象者となった経緯」

扶養の義務等の状況を確認するためのものであり、被扶養者が何故にその被保険者に生計を依存しているのかという理由は、被扶養者の認定を左右する要件とはならない。

「経済的扶養能力」

健康保険制度における「扶養」は精神的扶養ではなく経済的扶養に限定されている。したがって、被保険者に経済的扶養能力がない場合、経済的扶養は存在しない。

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者の範囲は次のとおりとする。(別図1参照)

- (1) 「主としてその被保険者により生計を維持されている」次の者
 - ①直系尊属
 - ②配偶者(内縁関係にある者を含む)
 - ③子・孫及び兄弟姉妹
- (2) 「被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持されている」次の者
 - ①3親等内の親族
 - ②内縁の配偶者の父母及び子
 - ③内縁の配偶者の死後、引き続き同居・家計を同じくしているその父母及び子

健康保険法第3条第7項の規定によるものである。なお、被扶養者になるためには、前条(2)に該当するものを除き年齢的制限はない。

「主としてその被保険者により生計を維持されている」

①同居の場合

「生計を維持されている」とは、その生計の基礎を被保険者におくことであり、多少の収入がある者でも、その生計の中心が被保険者によるものである場合は、被扶養者となることができる。

②別居の場合

別居でありながら「生計を維持されている」場合とは、生計の基礎を被保険者からの仕送り金におくことである。そのため、被扶養者に収入があった場合は、その額を上回る仕送りが必要となる。

なお、①②いずれの場合も収入のある者の認定については第4条参照

「同一の世帯に属する」

被保険者と実際に同居及び家計をともにしていることであり、同一戸籍であることは必要なく、また被保険者が世帯主である必要もない。同居(同居をともにしている)か否かについては、具体的には、住民票上の地番が同一であるか否かにより判断する。ただし、次の場合は別居であっても現状が一時的なものであることから同居とみなす。

- ①業務命令に伴う単身赴任
- ②就学(学校教育法に定めのある学校に限る)のための別居
- ③特別養護老人ホームへの入所

なお、同居をともにしている場合でも、それぞれの収入で独立した生活が行われている場合には「家計をともにしている」とは言えず、被扶養者となることができないのは当然である。

「直系尊属」

被保険者から見て直系であり、血族であり、かつ被保険者より目上の親族をいう。養父母は実父母と同様に取り扱う。

「配偶者」 配偶者は血族でも姻族でもないが、親族に含まれる。

「内縁関係」

届け出をしさえすれば法律上の配偶者となりうる者をいう。例えば、妻のある被保険者が他の婦女と同棲していてその者を扶養している場合は、既に法律上の配偶者が存在することから、重ねて婚姻の届け出をすることができず、内縁関係とはならない。

同様に「再婚禁止期間の100日を経過していない婦女の婚姻」、「近親者相互間の婚姻」、「養親子関係者の婚姻」及び「男子満18歳未満、女子満16歳未満の不適年齢者の婚姻」等民法上婚姻が禁止されている場合には、「不適法婚」として婚姻の届ができないため、被扶養者とならない。

内縁の配偶者及びその父母・子については民法上の親族ではないが、健康保険法によって被扶養者の範囲に含まれている。

「子」

「養子」は養子縁組の届け出をしたものであれば、被保険者の直系の子（実子）と同様に扱う。

「継子」及び「内縁の妻の連れ子」は被保険者の直系の子ではないが、3親等内の親族に含まれるため、被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持している場合には、被扶養者となることができる。入籍していない「もらい子」及び「里子」は現実に実の親子と同様な生活状況にあったとしても、養子縁組の届け出をしない限り、被保険者の直系の子でもなければ、3親等内の親族にも含まれないため被扶養者となることはできない。

(収入がある者の認定)

第4条 収入がある認定対象者については、次の各号のいずれかを満たしていると組合が判断した場合に被扶養者として認定する。

(1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合または障害厚生年金を受給できる程度の障害者である場合には180万円未満）であり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であると組合が認めたとき。

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合または障害厚生年金を受給できる程度の障害者である場合には180万円未満）であり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であり、被保険者からの仕送り援助額を上回らないと組合が認めたとき。

2 配偶者がある認定対象者（被保険者の配偶者を除く）については、前項に加えて次の要件を満たす場合に被扶養者として認定する。

(1) 認定対象者とその配偶者（以下、「夫婦」という）が双方とも60歳未満の場合

夫婦の収入合計が260万円未満であると組合が認めたとき。

(2) 夫婦が60歳以上と60歳未満の場合

夫婦の収入合計が310万円未満であると組合が認めたとき。

(3) 夫婦が双方とも60歳以上の場合

夫婦の収入合計が360万円未満であると組合が認めたとき。

『収入がある者についての被扶養者の認定について』（S52.4.6 保発第9号・庁保発第9号）による規定である。

(収入の範囲)

第5条 この基準で定める収入とは、原則として次に例示するようなすべての収入をいう。複数の収入源がある場合は合算した額とする。

- (1) 勤労による収入(パート、アルバイト、内職等を含む)
- (2) 退職金収入
- (3) 各種年金収入(厚生年金、国民年金、各種共済年金、船員保険年金、農業年金、企業年金、個人年金等)
- (4) 事業収入(自営業、農林漁業等)
- (5) 不動産収入
- (6) 恩給収入
- (7) 雇用保険給付金、労働者災害補償保険(労災保険)給付金
- (8) 健康保険傷病手当金、同付加金、出産手当金、同付加金
- (9) 資産譲渡による収入
- (10) 利子、配当金、親族からの仕送り等
- (11) その他組合が収入と認めるもの

「勤労による収入」

給与収入の場合はその金額が明確であり特段の問題はない。しかしながら、収入に変動がある場合には、後日発行される当年分の源泉徴収票や確定申告書の控などにより確認することがある。

「退職金」

退職金の形態は企業により様々であり、現時点では正確かつ公平に把握することが困難であるが、一時金で支給されるものについては当面の間(把握方法が確立するまで)収入に含まないものとする。

「年金収入」

老齢・障害・遺族年金、退職年金、個人年金等、すべて収入とする。

「事業収入」

当該事業の総収入から仕入れ金額(売上原価)を控除したものを収入とする。

「不動産収入」

当該事業の総収入(必要経費控除前の金額)をもって収入とする。

「恩給収入」

文官恩給、旧軍人恩給等、すべて収入とする。

「雇用保険給付金」、「労働者災害補償保険(労災保険)給付金」

失業等給付の基本手当は収入とする。取り扱いについては前条解説参照。ただし、高年齢求職者給付金は退職時の一時金であり、「退職金」と同様のものと解されるため、当面の間は収入に含まないものとする。

また、労働者災害補償保険(労災保険)の給付金は、労働者の執務中の災害や通勤途中の災害に伴う休業に対して補償される保険給付のため収入とする。

「健康保険傷病手当金、同付加金、出産手当金、同付加金」

傷病手当金、同付加金、出産手当金、同付加金は収入とする。取り扱いについては前条解説参照。

「資産譲渡による収入」

一時的な収入であり、把握が困難であるため、当面の間は収入に含まないものとする。

「利子、配当金、親族からの仕送り等」

恒常的なものとみなし、すべて収入とする。

(被扶養者の帰属)

第6条 認定対象者に対する健康保険法上の扶養能力のある者が2名以上いる場合は、扶養義務の程度及び収入の多寡等を勘案して家計の主体者を判定し、その主体者の被扶養者とする。

2 被扶養者の帰属に関する他の保険者との調整は組合が行う。

『夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について』(S 60.6.13 保発第 66 号・庁保発第 22 号)による規定である。

子を夫婦共同で扶養する場合

被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、原則として年間収入の多い者の被扶養者とする。

両親を被扶養者とする場合

「長兄であるから」といった社会通念上の妥当性で判断せず、実際の両親の生計を維持している者の被扶養者とする。

扶養義務の程度による判定と収入の多寡による判定が異なる場合

子に対する両親の扶養義務と夫婦相互の扶助義務は特に強い(第2条解説参照)。また、同居は別居の場合よりも家計をともにしている可能性が高いと判断されるべきである。したがって、これらを重視した判定をすべきであるが、この判定に対して仕送り等による反証が可能な場合は異なる判定をすることができる。

任意継続被保険者・特例退職被保険者の被扶養者

一般被保険者が、任意継続被保険者や特例退職被保険者として継続して組合の加入資格を得る場合は、在職時の被扶養者資格付与の状況を重視して判定する。ただし、その状況が変化している場合は、この限りではない。

「他の保険者との調整」

他の保険者とは、健康保険組合、全国健康保険協会、各種共済、国民健康保険などをさす。これらと当組合との見解に差異が生じた場合の調整は当組合が行う。ただし、他の保険者への申請を当組合が代行するという意味でないことは当然である。

(被保険者の被扶養者異動届出義務)

第7条 被保険者資格を取得した時点において健康保険法上の被扶養者資格の要件を備えている者がいる場合、または被保険者資格取得後に被扶養者資格の要件を備える者が新たに生じたとき並びに既に被扶養者資格を認定されている者が被扶養者資格の要件を欠くに至ったときは、原則としてその事実が発生した日から5日以内に「健康保険被扶養者(増減)異動届」に所定事項を記入し、別表1に記載の所定書類を添付し、事業主経由で組合に届け出なければならない。

2 被扶養者異動届提出時に所定書類を添付することが不可能であると組合が認めた場合には、所定の期日までに提出することを条件に認定を受けることができる。

「5日以内」

健康保険法施行規則第38条に規定されているが、実際の運用では次のように取り扱う。これは、国民健康保険が14日以内としていることを勘案して定めたものである。

被保険者資格取得時の被扶養者認定 原則として資格取得と同時に(遅くとも20日以内)

被保険者証の発行が遅れることを防ぐため、資格取得と同時に提出することが望ましい。

被保険者資格取得後の被扶養者認定 認定対象者が新生児である場合、または被保険者が海外勤務者である場合は1ヶ月以内、その他は20日以内
被保険者自身の利益を考えても、速やかに提出することが望ましい。

被扶養者資格の要件を欠くに至ったとき 速やかに

保険給付（保険医療機関における治療）を受けていなくても、被扶養者資格が存続している限り高齢者医療の納付金、支援金の負担により組合財政を圧迫することに留意しなければならない。

「被扶養者異動届提出時に添付することが不可能な書類」

雇用保険関係書類の離職票2、資格喪失確認通知書をさす。退職を理由として認定対象者となった者が、勤務していた事業所が雇用保険書類の発行に時間を要していること等の理由により、異動届提出時に添付できない場合を勘案したものである。この場合、被保険者は認定時に書面をもって通知された提出期日までに上記書類のいずれかを提出するものとする。

認定された後に認定基準を満たしていないことが判明した場合、当初より認定されなかったものとする。

(被扶養者資格の取得及び喪失の時期)

第8条 組合が被扶養者資格を認定した場合、その効力発生の時期は次のいずれかとする。

- (1) 被保険者資格取得後または被扶養者資格が生じた日以後5日以内に所定の被扶養者異動届及び添付書類を組合に提出したときは、原則として被保険者資格取得の日または被扶養者資格の生じた日。
- (2) (1)に定められた時期を経過して所定の被扶養者異動届及び添付書類を組合に提出したときは、原則として被扶養者届を提出した日。ただし、被保険者の希望により、提出した日から5日以内の期間遡及した日とすることができる。

「5日以内」

第7条と同様に、「5日以内」を「20日（新生児は1ヶ月）以内」と読み替えて取り扱う。

「組合に提出したとき」

組合の受付日とする。必要書類がすべて整っていることが前提となる。

「被扶養者資格が生じた日」

資格要件をすべて満たした日である。その場合、被扶養者異動届の異動年月日欄に当該日を記入しなければならない。

「被保険者の希望により」

提出が遅れた場合に、遡及を希望するときは、被扶養者異動届の異動年月日欄に希望する日を記載しなければならない。ただし、記載された日が遡及可能な期間を超えている場合は、提出した日を効力発生の日とし、以後変更することはない。

「資格を喪失させる日」

就職・結婚・離婚などによる場合は喪失事由の生じた日、死亡による場合はその翌日とする。なお、被保険者の退職による場合は、被保険者と同様に退職日の翌日に資格を喪失することは当然である。

(認定の取り消し)

第9条 次の場合、組合は事実の発生日を確定できるときはその日、確定できないときは事実が判明した日をもって被扶養者資格を取り消すことができる。ただし、この場合には、組合は被保険者に対し書面をもってその旨を通知しなければならない。

- (1) 被保険者から被扶養者資格喪失の届出がなされていない被扶養者について、被扶養者資格の要件を欠いている事実が判明した場合。
- (2) 第7条3項の規定により認定を受けた被保険者が所定の期日までに組合が指定した書類を提出しない場合。

2 虚偽その他不正の行為により被扶養者資格を取得したり、被扶養者資格を有しなくなったにもかかわらず、その事実を隠し保険給付等を受けた場合はもとより、前項の場合についても組合はその保険給付等に要した費用の全部又は一部を被保険者から徴収することができる。

組合が被保険者と事業主の拠出する保険料を中心に運営されていることを鑑みれば、当然の内容である。なお、保険給付等に要した費用の徴収については、その金額の明確なものに限られる。

(被扶養者資格審査の自動的取り下げ)

第10条 組合が被保険者に提出を求めている必要書類等を、再三の督促にもかかわらず正当な理由なく所定の期日までに提出しないときは、組合は被保険者が認定対象者の被扶養者資格の審査を受けようとする意志を放棄したものとみなし、自動的に審査の対象から外すことができる。

保険給付費適正化の観点から、組合は被扶養者認定を厳正かつ公平に行う義務を課せられており、被保険者に対して審査に必要な認定関連資料等の提出を求める権限を有している。特に被扶養者資格の再審査の際に、被扶養者資格を失うおそれがあるために、認定関連資料等の提出をしないほうが有利であると被保険者が判断し、故意に提出しないことで被扶養者資格を継続するのを防ぐ必要がある。

(認定後の事実確認調査)

第11条 組合は定期的又は随時に被扶養者を有する被保険者に対し、扶養の事実確認のための調査を行うことができる。

厚生労働省より、被保険者証の検認について毎年実施するよう通知されている。(健康保険法施行規則第50条、『組合管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について』(H18.10.29保発第1029004号))

(異議の申し立て)

第12条 被保険者が被扶養者認定に関する組合の決定に不服のあるときは、そのことを立証する具体的資料に基づいて、組合に異議を申し立てることができる

- 2 前項の規定による異議申立てがあった場合は、組合は再審査を行い、その結果を書面により被保険者に速やかに伝えなければならない。

(被扶養者認定事務に関する被保険者及び組合の努力義務)

第13条 被保険者は、被扶養者認定及び認定後の事実確認調査に関して、組合の事務が円滑になされるよう協力しなければならない。

2 組合は、被扶養者認定及び認定後の事実確認調査に関して、迅速かつ正確な事務処理を行うよう努めなければならない。

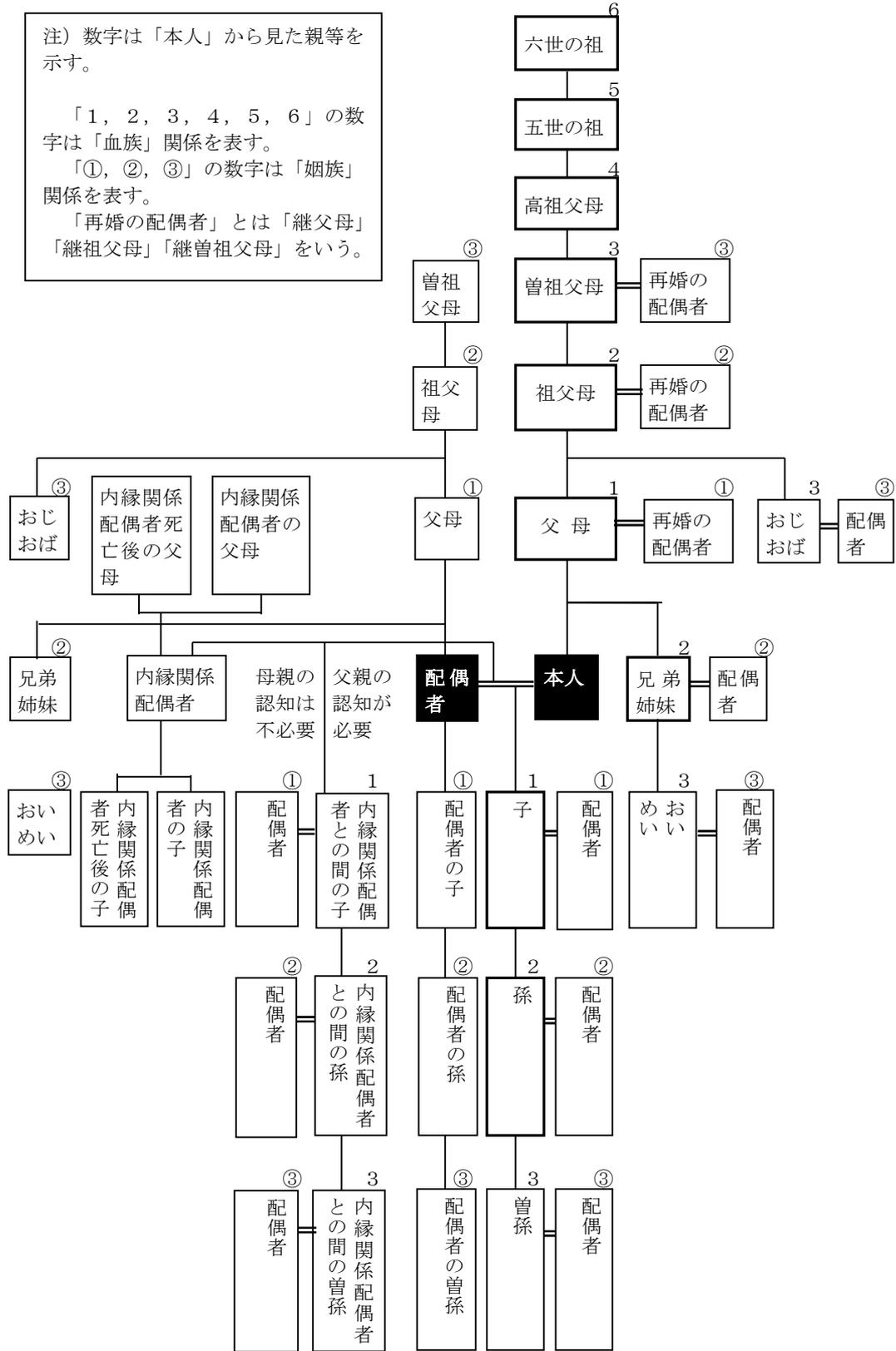
(認定基準の変更)

第14条 被扶養者認定基準を変更する場合は、組合は事業主と協議の上変更する。

附則

第1条 この基準は令和2年4月1日から施行する。

別図1 被扶養者の範囲（健康保険法第3条第7項）



同居の場合

・原則全て原本(発行から3ヶ月以内)を提出。但し、一部について写し(全面)での提出可とする

- …該当している方は必ず提出が必要な書類
- △…必要に応じて提出が必要な書類
- ☆…全面の写しでの提出が可能な書類
- ◇…原則原本提出の書類 但し、当健康保険組合への所定の手続きによって写し可

・その他必要に応じて他の書類の提出を求める場合がある

家族の状況	必要書類等	写しでの提出可能なもの	確認内容	配偶者・子及び兄弟姉妹			父母・祖父母・曾祖父母			その他	備考		
				配偶者	中学生以下の者	その他	父母	祖父母・曾祖父母	父母			祖父母・曾祖父母	
共通のもの	被扶養者異動届			○	○	○	○	○	○	○			
	認定申請対象家族の状況届および誓約書		認定対象者の直近の状況を確認します(加入保険、扶養状況、就労状況等)	○	○	○	○	○	○	○			
	所得証明書(最新のもの)		認定対象者の収入の額種類等を確認します	○		①	○	○	○	○	・文章の非課税証明書は不可 ・所得証明書の金額欄が「***」の記載は可		
	世帯全員記載の住民票(続柄記載が有り、最新のもの)		同居、別居、続柄を確認します	○	②	○	○	○	○	○			
生計維持関係を証明するもの	公的年金を受給している方の場合	☆	直近の年金振込通知書	○		○	○	○	○	○			
	現在も就職している方の場合	☆	直近3ヶ月分(原則1日～末日勤務)の給与明細書又は雇用状況証明書	③		③	③	③	③	③	認定前後で同一の事業所で勤務する場合に限る		
	今まで就職していた方の場合	雇用保険加入者	失業等給付受給辞退者	離職票2又は資格喪失確認通知書	④		④	④	④	④	④		
			失業等給付手続中(職業安定所へ通所前又は受給資格者証裏面印字前)	離職票2又は受給資格者証	◇	④		④	④	④	④	④	写しを提出する場合は「雇用保険失業等給付受給に関する届出・誓約書」を提出して下さい
			失業等給付制限期間中	受給資格者証(給付制限期間の記載のあるもの)	◇	○		○	○	○	○	○	
			失業等給付受給延長中	離職票2 受給資格者証(受給延長の記載必要)	◇	○		○	○	○	○	○	
			失業等給付受給後	受給資格者証(支給終了の記載のあるもの)	☆	○		○	○	○	○	○	
	雇用保険未加入者		退職証明書(雇用保険加入状況の記載のあるもの)	○		○	○	○	○	○	退職した事業所の印があるものに限る		
	自営業を廃業した者	☆	廃業届	○		○	○	○	○	○	税務署の受付印があるものに限る		
	認定対象者が被保険者と同等以上の扶養義務をもつ者と同居している場合		扶養義務者の所得証明書(最新のもの)			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
続柄の証明	被保険者との関係が分かる書類		戸籍謄本、原戸籍	△	△	△	△	△	△	△	被保険者と認定対象者の関係が分かるものを提出して下さい		
国内海外居の住証要件	海外赴任の被保険者に同行する者		査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書のいずれか ※1	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	査証のみ写しで可	
	被保険者の海外赴任中に親族となった同行者と同等の者(出生、婚姻等)		上記※1欄の書類および戸籍謄本	⑦	⑦	⑦							
他その	医療費助成を受給している者	☆	医療受給者証等のコピー	△	△	△	△	△	△	△	△		

<注> ①…高校、大学、専門学校生は在学証明書(原本)又は学生証の写し(全面)で代用可能。但し、学校教育法に定めがある学校に在学中に限る。認定対象者に配偶者がある場合は、配偶者分も必要。
 ②…新生児(被保険者の子)は出生受理証明書で代用可能。また、海外での出産の場合は出生届の写しと現地の出生証明書(原本)で可能。 ※出生証明書が外国語で記載されている場合は翻訳文(翻訳者の氏名と住所を記載)添付のこと。
 ③…就職後3ヶ月に満たない場合は少なくとも給与明細書1か月分(原則1日～末日勤務)と「雇用状況証明書」で代用可。
 ④…離職票又は資格喪失確認通知書交付手続き中の場合は、退職証明書(雇用保険の加入状況がわかるもの)の提出が必要(交付され次第原本提出のこと)。
 ⑤…認定対象者に配偶者がある場合は、同別居に関わらず配偶者分も必要。年金を受給している方の場合、直近の年金振込通知書の写しも必要。被保険者の配偶者が被扶養者でない場合は、給与収入以外の収入がなければ、源泉徴収票でも可。
 ⑥…証明書が外国語で記載されている場合は翻訳文(翻訳者の氏名と住所を記載)添付のこと。
 ⑦…戸籍謄本は新生児は②でも可。婚姻による場合は婚姻受理証明書でも可。

別居の場合

- ・原則全て原本(発行から3ヶ月以内)を提出。但し、一部について写し(全面)での提出可とする
 - …該当している方は必ず提出が必要な書類
 - △…必要に応じて提出が必要な書類
 - ☆…全面の写しでの提出が可能な書類
 - ◇…原則原本提出の書類 但し、当健康保険組合への所定の手続きによって写し可
- ・その他必要に応じて他の書類の提出を求める場合がある

家族の状況	必要書類等	写しで提出可能なもの	確認内容	配偶者・子及び兄弟姉妹			父母 祖父母		備考	
				配偶者	中学生以下の者	その他	被保険者の			
							父母	祖父母		
共通のもの 被扶養者認定の際 共通して必要となる書類	被扶養者異動届			○	○	○	○	○		
	認定申請対象家族の状況届 および誓約書		認定対象者の直近の状況を確認します (加入保険、扶養状況、就労状況等)	○	○	○	○	○		
	所得証明書(最新のもの)		認定対象者の収入の額 種類等を確認します	○		①	○	○	・文章の非課税証明書は不可 ・所得証明書の金額欄が「***」の記載は可	
	世帯全員記載の住民票 (同居・別居それぞれ続柄記載が有り、最新のもの)		同居、別居、続柄を確認します	○	②	○	○	○		
生計維持関係を証明するもの 今まで就職していた方の場合	公的年金を受給している方の場合	直近の年金振込通知書	☆ 年金収入額を確認します	○			○	○		
	現在も就職している方の場合	直近3ヶ月分(原則1日～末日勤務)の 給与明細書 又は雇用状況証明書	☆ 現在の給与収入額を確認します	③		③	③	③	認定前と認定後で同一の 事業所で勤務する場合に限る	
	雇用保険加入者	失業等給付受給辞退者	離職票2 又は 資格喪失確認通知書		④		④	④	④	
		失業等給付手続中 (職業安定所へ通所前又は受給 資格者証裏面印字前)	離職票2 又は 受給資格者証	◇ 離職した事実及び 失業等給付の受給状況を確認 します	④		④	④	④	
		失業等給付制限期間中	受給資格者証 (給付制限期間の記載のあるもの)	◇	○		○	○	○	写しを提出する場合は「雇用 保険失業等給付受給に 関する届出・誓約書」 を提出して下さい
		失業等給付受給延長中	離職票2 受給資格者証 (受給延長の記載必要)	◇	○		○	○	○	
		失業等給付受給後	受給資格者証 (支給終了の記載のあるもの)	☆ 失業等給付の受給が終了していること を確認します	○		○	○	○	
	雇用保険未加入者	退職証明書 (雇用保険加入状況の記載のあるもの)		○		○	○	○	退職した事業所の印がある ものに限る	
	自営業を廃業した者	廃業届	☆ 自営業を廃業し、現在は自営業収入が ないことを確認します	○		○	○	○	税務署の受付印があるもの に限る	
	仕送り証明書	認定対象者の預金通帳の写し等(振込 み元の記載のある直近3ヶ月以上)	☆ 被保険者から認定対象者へ毎月の送金 によって扶養されている事実を確認 します	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
	被保険者の配偶者が 被扶養者でない場合	配偶者の所得証明書(最新のもの)			⑥	⑥				
認定対象者が被保険者と同等以上の 扶養義務をもつ者と同居している場 合	同居者の所得証明書(最新のもの)				⑦	⑦	⑦	⑦		
続柄の 証明の 書類	被保険者との関係が分かる 書類	戸籍謄本、原戸籍	住民票上では続柄を確認することが困 難な場合や扶養義務等を戸籍上で確認 します	○	○	○	○	○	被保険者と認定対象者の 関係が分かるものをすべて 提出して下さい	
国内 例外 居の 住証 要 明 件	海外留学中の者	査証、学生証、在学証明書	☆		⑧		⑧		在学証明書は原本	
	就労以外の目的で一時的に渡航する 者(観光、保養ボランティア活動等)	査証、ボランティア参加同意書、ボラン ティア派遣期間証明	☆		⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	ボランティア派遣期間証明 は原本
その他	医療費助成を受給している者	医療受給者証等のコピー	☆		△	△	△	△		

- 〈注〉 ①…高校、大学、専門学校生は在学証明書(原本)又は学生証の写し(全面)で代用可能。但し、学校教育法に定めがある学校に在学中に限る。
 ②…単身赴任者の新生児の子については出生受理証明書で可。また、海外での出産の場合は出生届の写しと現地の出生証明書(原本)で可能。
 ※出生証明書が外国語で記載されている場合は翻訳文(翻訳者の氏名と住所を記載)添付のこと。
 ③…就職後3ヶ月に満たない場合は少なくとも給与明細書1か月分(原則1日～末日勤務)と「雇用状況証明書」で代用可。
 ④…離職票又は資格喪失確認通知書交付手続き中の場合は、退職証明書の提出が必要(交付され次第原本提出のこと)。
 ⑤…単身赴任者については添付不要。
 高校、大学、専門学校生については在学証明書又は、学生証の写し(全面)で可。但し、学校教育法に定めがある学校に在学中に限る。
 特別養護老人ホームに入所している者についてはその入所証明書で可。仕送りを始めて間もない場合は仕送り証明1か月分+金融機関の
 自動送金申込書控で代用可。
 ⑥…給与収入以外の収入がない場合、源泉徴収票で可。
 ⑦…認定対象者に配偶者がいる場合は、同居居に関わらず配偶者分も必要。年金を受給している方の場合、直近の年金振込通知書の写しも必要。
 ⑧…証明書が外国語で記載されている場合は翻訳文(翻訳者の氏名と住所を記載)添付のこと。

(その他)

- ・ 所得証明書で給与収入、退職所得あるいは年金収入以外の所得や収入がある場合、別途直近の確定申告書（税務署受付印があるもの）の写し又はその収入金額を証明する書類の提出が必要である。
- ・ 自営業を廃業した者については、退職証明書の代わりに『**廃業届**』を提出する。
- ・ 雇用保険関係の書類は、未受給状況を確認するため、原則として提出した原本を健康保険組合で預かるものとする。但し、資格喪失確認通知書または「支給終了」と印字もしくは押印された受給資格者証については、写しの提出で可とする。また、求職活動に必要である旨被保険者から申し出があった場合は、『**雇用保険失業等給付受給に関する届出書・誓約書**』の提出を条件として写しでの提出を認めるものとする。

その取扱いの詳細は下記のとおりとする。

離職票の写しを提出した場合

受給資格者証の交付を受け給付制限期間を印字され次第、写し（両面）を提出する。

受給資格者証の写し（両面）提出した場合

提出時に給付制限期間の印字がない場合は、受給資格者証に給付制限期間を印字され次第、再度写し（両面）を提出する。

給付制限期間終了後は受給開始とみなし、被保険者は速やかに抹消手続きを行うものとする。なお、認定申請当初、求職活動し失業等給付受給を希望していた者が、後日何らかの理由により待期期間および給付制限期間終了後も失業等給付を受給しないこととした場合は、その旨を健康保険組合へ申し出るとともに、原則として受給資格者証の原本を健康保険組合に預けるものとする。但し、被保険者の申し出により写しでの提出を認める場合は、健康保険組合の指示により定期的に原本の確認に応じるものとする。

- ・ 『**退職証明書**』は、原則として当健康保険組合が定める書式で提出するものとする。但し、組合が指定する書式と同等の事項が明記されている場合は、この限りでない。
- ・ **戸籍関係の書類**は、扶養義務関係を確認するため、扶養認定対象者と関係のある戸籍謄本すべてを提出させることがある。
- ・ 定年再雇用に伴う記号番号変更の場合は被扶養者収入要件確認のため被扶養者認定の再審査を行う。
- ・ 認定の審査に際して、状況によりその他の必要書類の提出を求めることがある。
- ・ **被扶養者の条件を欠いたときは速やかに扶養抹消の手続きを取ること**